

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第2170800037号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況を踏まえ、ご契約者とそのご家族等の希望に沿い、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	2
4. 事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	5
6. サービス提供における事業者の義務	5
7. 守秘義務等について	5
8. 虐待・身体拘束の防止について	5
9. 非常災害対策について	6
10. 損害賠償について	6
11. サービス利用をやめる場合	6
12. その他	7

別紙①-1 利用状況

別紙①-2 料金表

添付

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 同朋会
(2) 法人所在地 岐阜県山県市大桑3615番地1
(3) 電話番号 0581-22-6001
(4) 代表者氏名 理事長 井上 悟
(5) 設立年月 昭和61年10月17日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 一人一人のニーズに合わせたケアプランの作成及び、
介護保険給付管理
(3) 事業所の名称 同朋会在宅介護支援センター
(4) 事業所の所在地 岐阜県山県市大桑3615番地1
(5) 電話番号 0581-22-6003
(6) 事業所長氏名 井上 祐子
(7) 当事業所の運営方針
① 利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
② 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行うとともに、適切かつ公正中立な援助を行ないます。
③ 関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
④ 職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。
(8) 開設年月 平成8年5月1日
(9) 通常の事業実施地域 山県市内
※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。
(10) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 8時45分～17時45分 土、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日は除く
受付時間	電話受付は24時間365日実施
サービス提供時間帯	営業日と同じ

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、次表の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

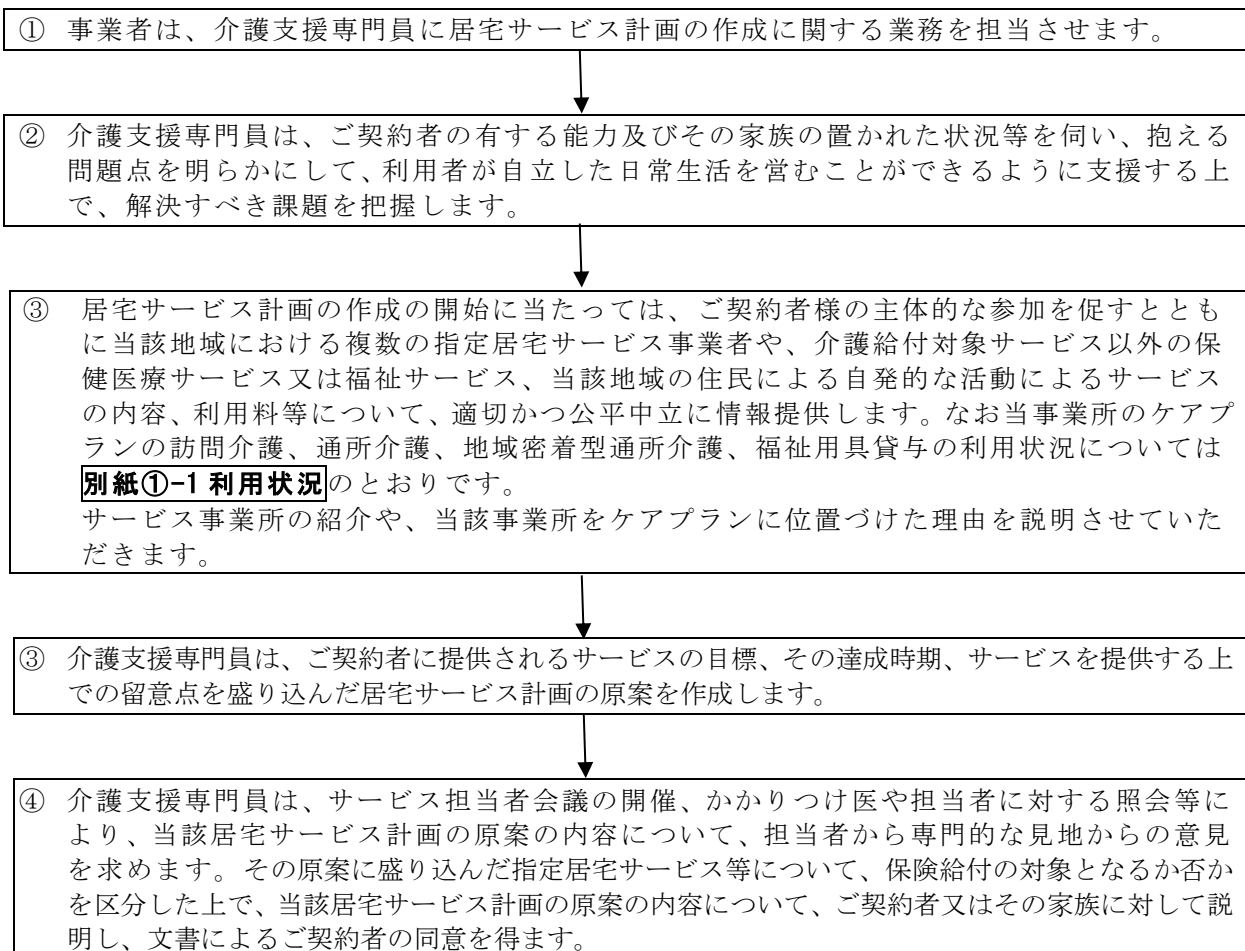
職種	基礎資格	職員数	職務の内容
1. 事業所長	施設長	1名（兼務）	事業所の管理
2. 管理者 （主任介護支援専門員）	看護師	1名（兼務）	管理 介護支援業務
3. 介護支援専門員 （主任介護支援専門員2名 介護支援専門員2名）	介護福祉士	4名（常勤）	介護支援業務

4. 事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第3～11条参照）

（1）居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画作成の流れ＞



＜課題分析の方法＞ 「標準課題分析項目24」を網羅した書式を使用。

（2）居宅サービス計画作成後の便宜の供与（経過観察・連絡調整と再評価）

・介護支援専門員は、サービス実施状況の把握に当たっては、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行います。また、特段の事情がない限り、1ヶ月に1回以上居宅を

訪問、または情報通信機器を活用したモニタリング面談を行う場合、2ヶ月に1回は居宅を訪問してご契約者と面接します。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行います。
- ・状態の変化や利用者の希望に応じて、ご契約者の意向を踏まえて要介護認定の更新申請や区分変更申請等必要な援助を行います。
- ・ご契約者が入院された場合は、円滑な治療の為に必要な情報を医療機関へ提供いたします。
ご契約者は担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお知らせください。

(3) 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合には、介護保険施設の紹介や、その他の便宜の提供を行います。

(5) 給付管理

居宅サービス事業所より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理表を作成した後、岐阜県国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

(6) サービス利用料金

① 居宅介護支援費等利用料

(※料金については、添付されている**別紙①-2 料金表**を参照)

要介護と認定された方は、介護保険で全額給付されますので自己負担はありません。

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日行政の担当窓口に出しますと全額払い戻しを受けることが出来ます。

② 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ・事業実施地域を越した所から、片道の距離1kmあたり100円

③ 利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1か月ごとに計算し、毎月15日までに前月分のご請求を致しますので、15日以内に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 直接窓口で精算

イ. 下記指定口座への振り込み

大垣共立銀行 高富支店 普通預金 280592
社会福祉法人同朋会 同朋会在宅介護支援センター
センター長 井上 祐子

(7) サービス提供を行う介護支援専門員

氏 名

- ① 介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。
- ② 介護支援専門員の研修については内外の研修に積極的に参加させております。

5. 苦情の受付について（契約書第19条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付け、当運営要項に定める苦情解決の手順に従い対応いたします。

- 苦情受付窓口（担当者） 管理者： 田中 雪乃
- 受付時間 毎 週 月曜日～金曜日 9：00～17：00
- 電 話 0581-22-6003
- その他 意見箱（苦情受付ボックス）を、施設玄関に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

山県市健康介護課	所在地 山県市高木1000-1 電話番号 0581-22-6838 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
国民健康保険団体連合会 介護保険者苦情相談窓口	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内 電話番号 058-275-9826 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時
岐阜県社会福祉協議会 岐阜県運営適正委員会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内 電話番号 058-278-5136 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

7. 守秘義務等について（契約書第13条参照）

- ① 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た、ご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- ② 事業者は、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供できるものとします。
- ③ 事業者は、ご契約者に係るサービス担当者会議等において介護上必要性がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、関係するサービス提供事業者等に対し、ご契約者又はご家族の個人情報を提供できるものとします。

8. 虐待・身体拘束の防止について（契約書第14条参照）

- ① 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。
虐待防止に関する責任者 管理者 中村はるみ
虐待防止委員 年度ごとに選定

- ② サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③ 事業所は、身体拘適正化のため、委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施を行います。
身体拘束リスクマネジメント委員 年度ごとに選定

9. 非常災害対策について（契約書第15条参照）

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。

10. 損害賠償について（契約書第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第17条～20条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護・要支援認定により、ご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

１２．その他

（１）緊急時等における対応

指定居宅介護支援等の提供時に、ご契約者の病状に急変が生じた場合やその他必要とする場合は、速やかに家族、かかりつけ医、指定居宅サービス事業者等への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

（２）事故発生時の対応

- ① 事業所は、ご契約者に対するして居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに家族、行政に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、事故の状況及び事故の際に取った処置についての記録をします。
- ③ 事業所は、ご契約者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。（損害賠償の次項参照）

※ この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報の使用に係る同意書

私（及び私の家族）の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

1. 利用期間

サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 行政に対する申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わるサービス計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施する会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所	事業所名	同朋会在宅介護支援センター
	代表者名	センター長 井上 祐子
	説明者名	介護支援専門員

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、また個人情報の利用についても同意します。

〈利用契約者〉 住 所

氏 名 _____

〈利用契約者代理人〉

住 所

氏 名 _____

別紙①-1 利用状況

- ① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（令和6年9月1日～令和7年2月28日）

訪問介護	12%
通所介護	49%
地域密着型通所介護	2%
福祉用具貸与	44%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	山県市社協 44%	愛さんさん 17%	ニチケアセンター高富 14%
通所介護	椿野苑デイ 38%	桜美寮デイ 25%	社協ふれあいデイ 12%
地域密着型通所介護	介護予防きぼう 100%		
福祉用具貸与	めいぷる 17%	イング 17%	ナイスワーク 15%

別紙①-2 料金表

居宅介護支援費一覧（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

	要介護1～2	要介護3～5
居宅介護支援費（Ⅰ）	1086単位／月	1411単位／月
初回加算	300単位／月	
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位／月	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位／月（入院当日に情報提供）	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位／月（入院後3日以内に情報提供）	
退院・退所加算	カンファレンス参加無・カンファレンス参加有 （連携1回）450単位／月 600単位／月 （連携2回）600単位／月 750単位／月 （連携3回） 900単位／月	
通院時情報連携加算	50単位／月	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位／月	
ターミナルケアマネジメント加算	400単位／月	
基本単位50%減算	運営基準に沿った居宅介護支援を1ヶ月実施していない場合	
基本単位請求不可能	（基本単位50%減算）の状態で2ヵ月以上継続の場合	

* 居宅介護支援費（Ⅰ）：事業所一人あたりの取扱件数が45件未満

* 初回加算：新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護状態区分が2段階以上変更の場合加算する。

- * 特定事業所加算（Ⅱ）：別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、所定単位数を加算する。
- * 入院時情報連携加算（Ⅰ） 病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を入院当日に情報提供している場合加算する。
- * 入院時情報連携加算（Ⅱ） 病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を入院後 3 日以内に情報提供している場合加算する。
- * 退院・退所加算：病院もしくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設（法第 8 条第 2 1 項に規定）もしくは介護保険施設（法第 8 条第 2 4 項に規定）に入所していた者が退院し、その居宅において居宅サービス（法第 8 条第 1 項に規定）又は地域密着型サービス（法第 8 条第 1 4 項に規定）を利用する場合において、当該利用者の退院または退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行なった場合（同一の利用者について、当該居宅サービスまたは及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行なう場合に限る。）に算定できる。ただし、連携 3 回を算定できるのは、そのうち 1 回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整をおこなった場合に限る。入院または入院期間中につき 1 回を限度。初回加算を算定する場合は加算しない。
- * 通院時情報連携加算：利用者が医療機関において医師または歯科医師の診療を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合に加算する。
- * 緊急時等居宅カンファレンス加算：病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行なった場合、利用者 1 人につき 1 月に 2 回を限度として加算する。
- * ターミナルケアマネジメント加算：24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行う事ができる体制を整備する。在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の同意を把握した上で、死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供することを要件として加算する。
- * 業務継続計画・高齢者虐待防止未実施減算：所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算